



島田市特定不妊治療費助成制度改正のお知らせ

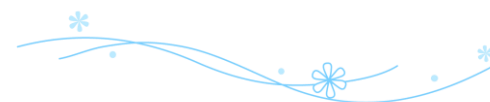


島田市では高額となる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる費用の助成を行っていますが、静岡県の特定不妊治療費補助金交付要綱の一部改正に合わせて、以下のとおり制度を改正します。

	改正前	改正後
対象者	戸籍等により法律上の婚姻を確認できる男女	事実婚を追加
補助回数	第1子又は第2子を対象とした不妊治療のうち同一の夫婦に対し通算10回を限度	1子ごと10回までの補助
所得制限	夫婦合計所得額730万円未満が対象	なし

☆制度変更点

- 対象者に事実婚夫婦を追加⇒届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限り事実婚関係に関する申立書(様式第3号)の添付が必要です。
- 1子ごと10回までの補助
- 所得要件の撤廃⇒所得証明書の添付は不要となりました。
- 各様式の押印欄を削除(一部必要な様式あり)



※令和3年1月1日以降に終了した治療について対象とします。

※県助成相当額は1回の治療につき30万円です。ただし、以下の治療は1回10万円です。

1. 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施
2. 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止したもの

お問い合わせ
島田市健康づくり課 TEL : 0547-34-3282